平成 26 年３月４日

各　位

会 社 名　株式会社ティーガイア
代表者名　代表取締役社長　　竹岡 哲朗
（コード：3738　東証第１部）
問合せ先　執行役員　経営企画部長　　俣野 通宏
（TEL．03－6409－1010）

自己株式の公開買付けの結果及び取得終了に関するお知らせ

当社は、平成 26 年１月 31 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第１項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、平成 26 年２月３日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記のとおり、本公開買付けが平成 26 年３月３日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの終了を以って、平成 26 年１月 31 日開催の取締役会の決議による上記規定に基づく自己株式の取得は終了いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ．本公開買付けの結果について

１．買付け等の概要

（１）公開買付者の名称及び所在地

株式会社ティーガイア　　東京都渋谷区恵比寿四丁目１番 18 号

（２）買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

（３）買付け等の期間

①　買付け等の期間

平成 26 年２月３日（月曜日）から平成 26 年３月３日（月曜日）まで（20 営業日）

②　公開買付開始公告日

平成 26 年２月３日（月曜日）

（４）買付け等の価格

１株につき、金 850 円

（５）決済の方法

①　買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

②　決済の開始日

平成 26 年３月 26 日（水曜日）

③　決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（イ）日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315％（所得税及び復興特別所得税 15.315％、住民税５％）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第４条の６の２第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

（ロ）国内に恒久的施設を有しない居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令第４条の６の２第 12 項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

（ハ）法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315％（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その場合、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成26年３月３日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日（平成 26 年３月 25 日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

２．買付け等の結果

（１）買付け等を行った株券等の数

応募株券等の総数が買付予定数（10,400,000 株）を超えなかったため、応募株券等の全部の買付けを行います。

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	10,400,000 株	－株	10,300,200 株	10,300,200 株

（２）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

３．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿四丁目１番 18 号
株式会社ティーガイア　東海支社	愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号
株式会社ティーガイア　西日本支社	大阪府大阪市北区堂島一丁目６番 20 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町２番１号

Ⅱ．自己株式の取得終了について

１．取得の内容

（１）取得した株式の種類	普通株式
（２）取得した株式の総数	10,300,200株 （注）発行済株式総数に対する割合　13.04％（小数点以下第三位を四捨五入）
（３）株式の取得価額の総額	8,755,170,000円 （注）上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料他諸経費は含まれておりません。
（４）取得した期間	平成26年２月３日から平成26年３月３日
（５）取得方法	公開買付けの方法による

なお、本公開買付けを以って、平成 26 年１月 31 日開催の取締役会の決議による会社法第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第１項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

（ご参考）平成26年１月31日開催の取締役会における決議内容

（１）取得する株式の種類	普通株式
（２）取得する株式の総数	10,400,100株 （注）発行済株式総数に対する割合　13.17％（小数点以下第三位を四捨五入）
（３）株式の取得価額の総額	8,840,085,000円

（４）取得する期間　　平成26年２月３日から平成26年４月30日

以　上